

東ト協交付金発第26号

平成23年 9 月15日

会 員 各 位

社団法人 東京都トラック協会

会 長 大 高 一 夫

信用保証料助成事業の助成制度の一部改訂について(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当協会は、信用保証協会の保証料助成事業において、「東日本大震災関連」の信用保証料の助成限度額を下記のとおり改訂いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 助成限度額の引き上げ

「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料に対する助成金は、支払保証料の2分の1で、1事業者当たり助成限度額は、40万円まで増額いたします。

なお、セーフティネット融資制度につきましては、従前どおり支払保証料の2分の1で、1事業者当たり助成限度額は20万円、変更はございません。

2. 実施期間

平成23年4月1日から平成24年2月29日までの間の保証料の支払に対する事業とします。

なお、既に助成金の交付を受けられた方(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで申請済み)は、差額追加申請を別途通知いたします。また、現在申請中(平成23年7月1日から現時点まで)の方は、当協会にて修正のうえ、申請人に通知いたします。

敬具